

# 平成 21 年度

## エコアクション 21 審査人試験

### 筆記試験（二次試験）試験問題

#### 1. 環境問題・環境対策に関する選択式問題（25 問・各 1 点 合計 25 点）

以下の問ごとに、選択肢の中から正解と思われるものを 1 つ選び、  
の中に解答を記入して下さい。

問 1 . 環境基本法第 15 条で規定する、政府が環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定める、「環境の保全に関する基本的な計画（環境基本計画）」に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1 つ」選べ。

- 1 . 第三次環境基本計画では、テーマとして「環境・経済の統合的向上」を掲げ、2050 年を見据えた超長期ビジョンの策定を提示するとともに、可能な限り定量的な目標・指標による進行管理を図っている。
- 2 . 第二次環境基本計画では、11 項目の戦略プログラムの設定による、重点課題の明確化と実効性の確保を図り、環境政策の指針として、汚染者負担の原則、環境効率性、予防的な方策及び環境リスクの 4 つをあげた。
- 3 . 第一次環境基本計画では、環境政策の理念として、循環、共生、参加及び国際的取組の 4 分野をあげ、環境政策のリストアップと体系化を図った。
- 4 . 第三次環境基本計画では、「環境的側面・経済的側面・社会的側面の統合的な向上」、「技術開発・研究の充実と不確実性を踏まえた取組」、「長期的な視野からの政策形成」など、今後の環境政策の展開の方向として 6 つをあげている。
- 5 . 第三次環境基本計画では、重点分野政策プログラムとして、「地球温暖化問題に対する取組」、「環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組」などの事象別の 6 分野と、「環境保全の人づくり・地域づくりの推進」などの事象横断的な 4 分野を策定している。

問 2 . 環境基本法には年次報告についての規定が設けられている。年次報告に関する説明について「正しいもの」を次の選択肢のうちから「1 つ」選べ。

- 1 . 政府は、政府が実施した環境の保全に関する施策について取りまとめた報告書を適宜作成し、これを公表しなければならない。

- 2 . 政府は、毎年、環境の状況を考慮して環境の保全に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを閣議決定しなければならない。
- 3 . 政府は、毎年、国会に、環境の状況及び政府が環境の保全に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。
- 4 . 政府は、公表した年次報告に対して、国民及び事業者の意見を聴くために必要な措置を講じなければならない。
- 5 . 政府は、環境基本計画に掲げる環境の保全に係る施策の実施に関して、審議会の意見を聞いて、年次報告書を作成しなければならない。

問3 . 温室効果ガスのわが国における総排出量に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1 . 温室効果ガスのわが国における総排出量は、2007 年度（平成 19 年度）において 13 億 7,400 万トン（二酸化炭素換算）となっており、京都議定書の規定による基準年の総排出量と比べ、12.0%上回っている。
- 2 . 温室効果ガスのわが国における総排出量について、部門別内訳では業務その他部門、家庭部門等が特に増加傾向にある。
- 3 . 温室効果ガスのわが国における総排出量について、部門における個々の主体の排出では、温室効果ガス排出量のうち大きな割合を占める二酸化炭素の1世帯当たりの排出量は 5.35 トン/世帯、業務その他部門の床面積当たりの排出量は 0.13 トン/㎡となっている。
- 4 . 2006 年のエネルギー起源二酸化炭素排出量を国際比較した場合、わが国の排出量は世界全体の排出量の 4.3%を占めており、1人当たり排出量では世界で9番目となっている。
- 5 . 温室効果ガスのわが国における総排出量について、部門別内訳では工場等の産業部門が全体の 36.1%を占め、次いで運輸部門が 19.1%、業務その他部門が 18.1%などとなっている。

問4 . 国内排出量取引制度に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1 . 国内排出量取引制度とは、排出枠の交付総量を設定した上で、排出枠を個々の主体に配分するとともに、他の主体との排出枠の取引や京都メカニズムクレジットの活用を認めること等を内容とするものである。
- 2 . 環境省では、平成 17 年度から「自主参加型国内排出量取引制度 (JVETS)」を開始し、自主的に削減目標を設定して排出削減に取り組む事業者に二酸化炭素排出抑制設備の整備に補助金を交付するという仕組みを運用した。
- 3 . 「自主参加型国内排出量取引制度 (JVETS)」の結果、第 2 期までの参加者すべてが、排出削減と排出量取引により削減目標を達成し、排出削減予測量合計を大幅に上回る削減が達成された。
- 4 . 「自主参加型国内排出量取引制度 (JVETS)」では、排出枠の割当方法の公平性等を高めるためベンチマーク方式等の目標設定方法を検討する必要性が課題とされた。
- 5 . 「自主参加型国内排出量取引制度 (JVETS)」を見直し、平成 20 年 10 月、環境省と内閣地球温暖化対策推進本部の決定に基づいて「排出量取引の国内統合市場」が創設された。

問5 . フロン回収破壊法に関する説明として「正しいもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1 . 実験室等にある「恒温恒湿器」はフロン回収破壊法に規定する「業務用冷凍空調機器 (第 1 種特定製品)」であるが、事務所等に使用される「冷水機」は該当しない。
- 2 . フロン回収破壊法において、業務用冷凍空調機器 (第 1 種特定製品) の廃棄実施者に適用される機器は、施行令で定めるフロン類の一定容量以上のものである。
- 3 . 輸送用冷凍冷蔵ユニットは、フロン回収破壊法ではなく、自動車リサイクル法の対象機器である。
- 4 . 業務用冷凍空調機器 (第 1 種特定製品) の販売業者が下取りする場合は、フロン回収破壊法の「廃棄等」に該当する。
- 5 . 業務用空調機を廃棄する事業者は、委託確認書又は回収依頼書を交付しなければならない。

問6 . エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネルギー法)に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1 . これまで一定規模以上の大規模な工場に対しエネルギー管理の義務を課していたが、

改正により事業者単位のエネルギー管理が義務づけられた。

2. 一定の要件を満たすフランチャイズチェーンは、チェーン全体を一体として捉え、本部事業者に対し、事業者単位規制の規制と同様の措置を講ずることとなった。
3. 平成 20 年度の改正法の工場・事業場等に係る措置は、平成 21 年度におけるエネルギー使用量に基づき平成 22 年度から実施されるが、それまでは改正前の省エネ法に基づく措置が継続する。
4. 平成 20 年度の改正に伴い企業全体でのエネルギー使用量を、平成 21 年 4 月から 1 年間記録する必要があるが、企業全体での年間の合計エネルギー使用量(平成 21 年 4 月～22 年 3 月まで)を正確に把握し、1,500 k l 以上(政令公布時に正式決定)であればエネルギー使用状況届出書を平成 22 年度に管轄の経済産業局へ届け出なければならない。
5. 企業全体での年間の合計エネルギー使用量が(平成 21 年 4 月～22 年 3 月まで)を正確に把握し、1,500 k l 以上であれば、社員が 1 名しか常勤しないような小さな事業所も含めてエネルギー使用を把握しなければならないが、エネルギー使用量が 100kl / 年未満の事業所については、毎年度の計測した値に代えて、一度国に提出した値と同じ値を次回以降も定期報告書に記載することができる。ただし、一度国に提出した値と同じ値を報告できるエネルギー使用量は、事業者の総エネルギー使用量の 1%未満に限り適用できる。

問 7 . 改正された地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)に関する説明として「正しいもの」を次の選択肢のうちから「1 つ」選べ。

1. 平成 18 年 4 月 1 日から、温室効果ガスを多量に排出する者(特定排出者)に、自らの温室効果ガスの排出量を算定し、最寄りの都道府県又は政令指定都市に報告することが義務付けられ、国は報告された情報を集計し、公表する。
2. エネルギー起源二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)の特定排出者とは、全ての事業所の原油換算エネルギー使用量合計が 2,000kl / 年以上となる事業者(特定事業所排出者)と省エネ法の特定貨物輸送事業者、特定旅客輸送事業者、特定航空輸送事業者及び特定荷主(特定輸送排出者)である。
3. エネルギー起源二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)以外の温室効果ガスの特定排出者とは、温室効果ガスの種類ごとに、全ての事業所の排出量合計が CO<sub>2</sub> 換算で 5,000 トン以上となる事業者で、かつ事業者全体で常時使用する従業員の数が 100 人以上の事業者である。
4. テナントビルでは、テナントはエネルギー管理権原の有無に関わらず、テナント専用部の全てのエネルギー使用量について報告義務があるが、実測値を報告することが困難な場合、推計値で報告してもよい。
5. 燃料の使用に伴う二酸化排出量の算定に当たっては、燃料種ごとに、燃料使用量 × 単位使用量当たりの発熱量 × 単位発熱量当たりの炭素排出量 × 44/15 で計算する。

問 8 . わが国の廃棄物の発生等に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1 . わが国の経済社会における物質の流れを見ると、入口の指標である資源生産性では平成 18 年度で約 35 万円 / トンであり、いわゆる循環型社会元年である平成 12 年度と比べ約 33% 上昇し改善している。
- 2 . わが国に投入された物質のうち何割が循環利用されているかを示す循環利用率は平成 18 年度で約 12.5% となり、平成 12 年度と比べ約 2.6 ポイント上昇した。
- 3 . 1 人 1 日当たりのごみ排出量は平成 18 年度に 1,116 グラムで、平成 12 年度比 5.8% の増加となっている。
- 5 . 廃棄物の総排出量については平成 18 年度において約 4 億 7,000 万トンとなっており、内訳は、一般廃棄物が約 5,200 万トン、産業廃棄物については約 4 億 1,800 万トンとなっている。
- 6 . わが国の最終処分量は平成 18 年度で約 29 百万トンで、平成 12 年度と比べ約 49% 減少した。しかし、最終処分場の残余年数については一般廃棄物が 15.6 年（平成 18 年度末時点）産業廃棄物で 7.5 年（平成 18 年度末時点）と依然として厳しい状況が続いている。

問 9 . 廃棄物の定義に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢の中から「1つ」選べ。

- 1 . 廃棄物とは、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性廃棄物等を除く）である。
- 2 . 産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物であって、廃棄物処理法及び政令で定める 19 種類と、これらの産業廃棄物等を処分するために処理したもので上記の 19 種類の産業廃棄物に該当しないものである。
- 3 . 産業廃棄物でいう「事業活動」とは、製造業や建設業等に限定されるものではなく、オフィス、商店等の商業活動や、水道事業、学校等の公共事業も含めた広義の概念である。
- 4 . レストランや飲食店から排出される残飯類、造園業から排出される剪定枝、枯葉類は「産業廃棄物」となる。
- 5 . 一般廃棄物のうち事業系一般廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物で産業廃棄物以外のものである。

問10．産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度に関する説明について「正しくないもの」を次の選択肢の中から「1つ」選べ。

- 1．評価基準のうち「情報公開性」については、申請の際に一定期間にわたり、掲載項目の全ての情報がインターネットに公開されていること。
- 2．評価基準のうち「遵法性」については、指定法律の規定による不利益処分を受けたその日から5年を経過しない者に該当せず、申請の際直前5年以上にわたり許可申請の区分と同じ区分の許可を受けて産業廃棄物処理業を的確に行っている。
- 3．評価基準のうち「遵法性」については、指定法律の規定による不利益処分を受けたその日から5年を経過しない者に該当せず、申請の際直前5年以上にわたり許可申請の区分と同じ区分の許可を受けて産業廃棄物処理業を的確に行っている。
- 4．評価基準に適合していると確認された業者は更新許可等の際に提出する申請書類の一部を省略することができる。
- 5．評価基準に適合していると確認された業者は、評価基準に適合している旨を都道府県知事に登録・公表される。

問11．廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいい、廃棄物に該当するか否かは、正当な商取引である条件を勘案して総合的に判断される。この判断基準の説明として「正しくないもの」を次の選択肢の中から「1つ」選べ。

- 1．利用の用途に要求される品質を満足し、かつ飛散、流出、悪臭の発生等の生活環境保全上の支障が発生するおそれのないもの。
- 2．排出が必要に沿って計画的なものであり、排出前や排出時に適切な保管や品質管理がされていること。
- 3．製品としての市場が形成されており、廃棄物として処理されている事例が通常は認められないこと。
- 4．占有者と取引の相手方間で有償契約がなされていれば、占有者が引取り先の処理料金や運送費等の諸経費の負担をすることは正当な商取引と認められること。
- 5．客観的要素から社会通念上合理的に認定し得る占有者の意思として、適切に利用し若しくは他者に有償譲渡する意思が認められること、又は放置若しくは処分の意思が認められないこと。

問 1 2 . 建設廃棄物のうち、安定型最終処分場に持ち込みが可能な品目の組合せで「正しいもの」を次の選択肢の中から「1つ」選べ。

- 1 . 新築に伴って発生する壁紙くずと廃ウエス・縄・ロープ類
- 2 . 泥水シールド工法で生じる廃泥水とアスファルト・コンクリート破片
- 3 . 廃タイヤとコンクリート破片
- 4 . 塩ビの雨どいとレンガ破片
- 5 . 石膏ボードと木造解体材(木くず)

問 1 3 . 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定められた産業廃棄物処理委託基準に関する説明について「正しくないもの」を次の選択肢の中から「1つ」選べ。

- 1 . 産業廃棄物の処理委託契約は必ず書面で行ない、その契約書は契約終了の日から5年間保存しなければならない。
- 2 . 産業廃棄物の中間処理の契約書には、中間処理後の廃棄物の最終処分の場所の所在地、最終処分方法及び最終処分施設の処理能力が記載されてなければならない。
- 3 . 委託する廃棄物の適正処理に必要な、廃棄物の性状、荷姿、通常の保管状態での腐敗、揮発等の性状変化に関する事項、あるいは他の廃棄物の混合等による支障に関する情報の記載は、特別管理産業廃棄物にのみ義務付けられている。
- 4 . 産業廃棄物の処理の受諾者が、委託を受けた処理を他人に再委託する場合は、排出事業者はその再委託を承諾した書面の写しを5年間保存しなければならない。
- 5 . 処理委託契約書には、受諾者の処理業の許可証の写し等を添付しなければならない。

問 1 4 . 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における産業廃棄物管理票(マニフェスト)に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1 . 排出事業者は、収集・運搬業者及び処分業者より送付された一次マニフェストのB 2、D、E 票を5年間保存する。
- 2 . 排出事業者は、B 2、D、E 票が返送された場合は保管しているA 票と照合し、指示どおりに産業廃棄物が処理されたか否かを確認すると共に、A 票の照合欄に返送日を記載する。
- 3 . 排出事業者は、産業廃棄物のマニフェスト交付日より90日以内にB 2、D 票の送付を受けない場合、その処理状況を確認し、適切な処置を講じ、「処置内容等報告書」で都道府県知事に報告する。
- 4 . 排出事業者は、マニフェストの交付状況について、毎年3月31日までに所管の地方公共団体に対して報告を行わなければならない。

5. 産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度は、排出事業者が収集・運搬業者又は処分業者に委託した(特別管理)産業廃棄物の処理の流れを自ら把握し、不法投棄の防止等、適正な処理を確保することを目的とした制度である。

問15. 排出事業者が、その産業廃棄物が運搬されるまでの間、産業廃棄物を保管する場合の保管基準に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. 掲示板は縦及び横それぞれ60 cm以上とし、保管場所の責任者の氏名又は名称及び連絡先、保管する産業廃棄物の種類、積み上げることのできる高さ等を記載する。
2. 保管の際には、がれき類は崩壊・流出等の防止措置を講じるとともに、必要に応じて散水を行うなど粉じんの防止措置を講じる。
3. 保管の場所には、ねずみが生息し、蚊、はえその他の害虫が発生しないようにする。
4. 産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合には、必要な排水溝、その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆う。
5. 保管場所の周囲には囲いを設けるとともに、産業廃棄物が雨水に晒されないように屋根を設けなければならない。

問16. P R T R (Pollutant Release and Transfer Register: 化学物質排出移動量届出制度) 制度に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. P R T R 制度とは、有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組みである。
2. P R T R 制度では、対象としてリストアップされた化学物質を製造したり使用したりしている事業者は、環境中に排出した量と、廃棄物や下水として事業所の外へ移動させた量とを自ら把握し、行政機関に年に1回届け出なければならない。
3. P R T R 制度で届出が必要な事業者には、民間の企業だけで、国や地方公共団体などの廃棄物処理施設や下水処理施設、教育・研究機関などは対象外である。
4. P R T R 制度で届出を行うことが義務付けられていない事業所は、従業員数(常用雇用者)が20人以下の事業者や対象化学物質の取扱量が1年間に1t未満の事業者である。
5. 平成21年10月1日より施行されるP R T R 法施行令の改正により、P R T R 制度で届出を行うことが義務付けられている第一種指定化学物質は、354物質から462物質に変更となる。

問17．現行の化学物質審査規制法に関する説明として「正しいもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1．この法律は、有害な化学物質による環境汚染の防止を目的とし、化学物質に関する審査、規制及び総量削減の3つを柱としている。
- 2．審査では、新規の化学物質の製造・輸入に際し、環境中での分解性、生物への蓄積性、人や動植物への毒性、日本国内での使用量を事前に審査している。
- 3．この法律の第1種特定化学物質は、PCB等16物質で、製造・輸入、使用の事実上の禁止がされている。
- 4．この法律の第2種特定化学物質は、トリクロロエチレン等23物質で、製造・輸入の予定及び実績の許可、必要に応じた製造・輸入量の制限が行われている。
- 5．この法律の監視化学物質は、第1種、第2種、第3種及び第4種に区分されている。

問18．ダイオキシン類問題に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1．ダイオキシン類対策は、「ダイオキシン対策推進基本指針」及びダイオキシン法の2つの枠組みにより進められています。
- 2．平成11年3月に策定されたダイオキシン対策推進基本指針では、「今後4年以内に全国のダイオキシン類の排出総量を平成9年に比べ約9割削減する」との政策目標を導入するとともに、排出インベントリーの作成や測定分析体制の整備、廃棄物処理・リサイクル対策の推進を定めている。
- 3．ダイオキシン法では、施策の基本とすべき基準（耐容一日摂取量及び環境基準）の設定、排出ガス及び排水に関する規制、廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理に関する規制、汚染状況の調査、土壌汚染に係る措置、国の削減計画の策定などが定められている。
- 4．ダイオキシン法に基づく特定施設となる廃棄物焼却炉は、火床面積が0.5m<sup>2</sup>以上、又は焼却能力が100kg/h以上のものである。
- 5．ダイオキシン法に基づく特定施設となる排水特定施設の排出基準値は、10pg-TEQ/Lである。

問19．排煙脱硫及び排煙脱硝装置に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1．脱硫の方式は大別して、湿式、半乾式、乾式がある。日本では湿式が大半を占めるが、高効率な脱硫が可能な一方で設備コストおよび運転コストが高い。
- 2．湿式のうち、アルカリ溶液吸収法は主に紙パルプ工場で使われている。石灰スラリー吸収法は電気事業用大型ボイラーで使用されている。
- 3．簡単かつ設備費も比較的安価な水酸化マグネシウムスラリー法は一般産業用の中・小型ボイラーで用いられている。
- 4．排煙脱硝法には、乾式であるアンモニア接触還元法、無触媒還元法、活性炭法、電子線照射法、湿式である酸化還元法などがある。
- 5．活性炭法と電子線照射法は、同時脱硫・脱硝が可能な方法であるので、小規模設備に広く使用されている。

問20．食料品製造工場などで多量の動植物性油脂を含む排水を除くために、最も有効な装置を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1．浮上分離装置
- 2．活性汚泥装置
- 3．散水ろ床装置
- 4．沈殿分離装置
- 5．遠心分離装置

問21．化学物質の人への影響に関する下記の説明文の( )に入る語句について「正しいもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

化学物質の人への影響は、化学物質の( )によっても異なる。環境中に放出された化学物質は、空気、水、土壌の中及び移動中に微生物による( )と食物連鎖による( )が行われる。食物連鎖の( )に位置する生物には、元の濃度の10万～100万倍くらい高濃度に蓄積された例が報告されている。

- 1． 分解性、蓄積性    生分解    化学分解    頂点
- 2． 溶解性    生分解    生物濃縮    頂点
- 3． 分解性、蓄積性    生分解    生物濃縮    頂点
- 4． 分解性、蓄積性    生分解    生物濃縮    底辺
- 5． 分解性、蓄積性    発酵    生物濃縮    頂点

問 2 2 . 大気汚染防止法にある K 値規制の説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1 . K 値は硫黄酸化物の排出規制値のことであり、次の式で示される。

$$q = K \times 10^{-3} He^2$$

- 2 . K 値は、一般排出基準で 3.0 ~ 17.5 特別排出基準 1.17 ~ 2.24 の範囲で指定される。
- 3 .  $He^2$  は補正された排出口の高さである。
- 4 . 「総量規制が適用される工場事業所であっては、K 値は適用されない。
- 5 . 排出基準は、全国に適用される一般排出基準と新設される施設に適用される特別排出基準がある。

問 2 3 . 大気汚染防止法の排出規制に関する説明について「正しいもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1 . この法律において、ばい煙とは、物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物、物の燃焼又は電気の使用に伴い発生するばいじん、物の燃焼・合成・分解等により発生するカドミウム、塩素、フッ化水素等が指定されており、窒素酸化物はばい煙には含まれない。
- 2 . この法律において、ばい煙発生施設とは、工場又は事業場に設置される施設でばい煙を発生し又は排出するもののうち、その施設から排出されるばい煙が大気汚染の原因となるもので政令で定める施設をいう。
- 3 . ばい煙発生施設から発生するばい煙について、環境省令で排出基準が定められており、この排出基準は、工場等の敷地境界において大気中への排出に関する許容限度として定められている。
- 4 . 都道府県は、区域の自然的社会的条件から判断して、法律に定める排出基準によっては人の健康を保護し、生活環境を保全することが十分でないとき認められるときは、環境大臣の許可を得て、法律の排出基準に代えてより厳しい許容限度を定める排出基準を定めることができる。
- 5 . ばい煙を大気中に排出する者は、ばい煙発生施設を設置したときは、環境省令で定めるところにより、氏名又は名称及び住所、ばい煙発生施設の種類、ばい煙発生施設の構造等について、都道府県知事に届け出なければならない。

問 2 4 . わが国の生物多様性に関する説明について「正しくないもの」を次の選択肢のうちから 1 つ選べ。

- 1 . わが国の多様な自然環境の中に約 9 万種以上の生物種が確認されており、その中にはわが国だけにしか確認されていない固有種も多く、陸上の哺乳類の約 4 割、両生類の約 8 割がそれに当たる。

2. 環境省レッドリストによると、日本の絶滅のおそれのある野生生物は約 315 種で、日本に生息・生育する爬虫類、両生類、汽水・淡水魚類、貝類の 3 割強、哺乳類、維管束植物の 2 割強、鳥類の 1 割強に当たる種が、絶滅のおそれのある種に分類されている。
3. わが国の絶滅のおそれのある種は、南西諸島や小笠原諸島などの島嶼域に生息・生育する固有種だけでなく、メダカに代表されるように、里地里山に生息・生育する身近な種や水辺の種も多く含まれている。
4. わが国の絶滅のおそれのある種は、下北半島や西中国地域のツキノワグマなどのように生息地の分断などにより地域的に絶滅のおそれがある種もある。
5. わが国の野生生物の種では、ニホンザル、ニホンジカやイノシシ等のように地域的に増加又は分布域を拡大して、農林漁業被害など人とのあつれきや生態系のかく乱を起こしている種もいる。

問 25. 環境と経済に関する説明について「正しいもの」を次の選択肢のうちから 1 つ選べ。

1. 平成 20 年 9 月、UNEP、国際労働機関（ILO）等の国際機関が協力して作成した報告書「グリーン・ワーク：持続可能な低炭素社会における働きがいのある人間らしい仕事を目指して」では、環境の質の保全や回復に実質的に貢献する労働を「グリーン雇用」と定義し、エネルギー、建設業、運輸、製造業、食料と農業及び林業の 6 つの分野をとりあげて分析している。
2. UNEP は 2009 年の 2 月には、「グローバル・エコ・ニューディール」という報告書を公表し、グローバル・グリーン・ニューディールの目的を、短期的に、経済回復や雇用機会の創出や、社会的に弱い立場の人々の保護に貢献すること、炭素への依存、生態系の損失、水不足を警告し、2025 年までに、地球温暖化や生態系サービスの損失を止めることにおいて確かな前進をすること、さらに、ミレニアム開発目標等の 2025 年までに世界の極貧を撲滅すること、としている。
3. 世界銀行(世銀)では、世界のエコノミストとともに、今後約 2 年間で視野に、「グリーン経済イニシアティブ」を始めたが、このイニシアティブは、自然がもたらすサービスの価値を評価し、GDP 等の国民経済計算や国際勘定に組み込んでいくこと、環境に関連する雇用の創出、そのための政策設計及び経済のグリーン化を促進するための手法やマーケットシグナルの開発等 3 つの要素を柱としている。
4. 英国では、2009 年 1 月に「環境経済報告書 2009」を作成し、同報告書では、2007 年に製造された工業製品の 5 パーセントが環境関連製品であり、環境関連分野の雇用では、すでに 180 万人分が創出されているとしている。
5. アメリカでは、民主党のオバマ大統領が就任し、2 月に発表された予算教書に盛り込まれたグリーン・ニュー・ディール経済に関する政策では、今後 10 年で 1,500 億ドルをクリーンエネルギーに対し戦略的に投資し、長期的には、再生可能エネルギー由来の

電力の割合を、2012年までに10パーセント、2025年までに25パーセントにする方向を示し、また、米国全体でキャップアンドトレードプログラムを導入し、温室効果ガスの排出量を2020年までに2005年比14%、2050年までに2005年比83%削減することとしている。

**2. 環境問題・環境対策に関する記述（穴埋め）問題（4問・各問とも全て正解で2点 合計8点）**

問26～問29について、( )の中に入る語句を、下の解答欄に記入して下さい。

問26. スターン・レビューでは、2050年に温室効果ガスの濃度を550ppm（二酸化炭素換算）で安定化させるために必要な排出削減に係るコストの上限値は、年間のGDPの( )%程度であろうと見込んでいる。

問27. 物流部門でのCO<sub>2</sub>の一層の削減を図るため、荷主企業と物流事業者の連携・協働（パートナーシップ）により、物流システムの改善に向けた施策の幅を広げ、中小企業を含めた裾野の広い取組拡大を図るため、平成17年4月に正式発足した会議体を( )という。

問28. 資源生産性は、投入された資源をいかに効率的に使用して経済的付加価値を生み出しているかを測る指標で、循環型社会基本計画では、( )を( )で割ることによって算出している。

問29. エアコン、テレビ、( )、冷蔵庫及び冷凍庫について、小売業者に消費者からの引取り及び引き取った廃家電の製造者等への引渡しを義務付けるとともに、製造業者等に対し引き取った廃家電の一定水準以上のリサイクルの実施を義務付けた法律の名称は( )である。

3. エコアクション21に関する選択式問題(17問・各1点 合計17点)以下の問ごとに、選択肢の中から正解と思われるものを1つ選び、の中に解答を記入して下さい。

(注:文中の「ガイドライン」はいずれも「エコアクション21ガイドライン 2004年版」を指します。)

問30. エコアクション21認証・登録制度に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. 「環境への負荷の自己チェック」、「環境への取組の自己チェック」、「環境経営システムの確立・運用・維持」、「環境活動レポートの作成」は、エコアクション21の認証・登録には必須事項なので、一つでも欠けてはならない。
2. エコアクション21は、中小企業でも取り組み易いようにISO14001の要求事項を少なくした、ISO14001の簡易版ではない。
3. ISO14001の認証を受けている組織は、すでに環境マネジメントシステムが構築されているので、エコアクション21の認証・登録を受ける際にこの部分の審査が免除される。
4. エコアクション21の審査登録されることは、「環境情報の提供の促進等による特定事業者の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」に適合していることを示しているわけではない。
5. 『21世紀環境立国戦略』(平成19年6月1日閣議決定)には、エコアクション21が盛り込まれている。

問31. 下記の組織のうち、エコアクション21の認証・登録を行うことができる組織として「正しいもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. 工業団地内の複数法人による一括した認証の取得。
2. フランチャイズ契約をして運営している組織の一括した認証の取得。
3. 事業組合で、組合の会員法人による一括した認証の取得。
4. 運送・中間処理の許可を取っている産業廃棄物業者での中間処理部分の認証の取得。
5. グループ会社(連結決算対象となる子会社)であって、各法人の事業内容が異なるグループとしての一括した認証の取得。

問32. エコアクション21環境経営システムガイドラインの「1.環境方針」の作成に関する説明として「正しいもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. 環境方針には、二酸化炭素排出量、廃棄物排出量及び総排水量（水使用量）についての取組の基本的方向を明示する必要がある。
2. 環境方針 0 には、可能であれば制定日・改正日を入れ、環境管理責任者が署名をする必要がある。
3. 環境方針の作成に当たっては、代表者が、自らの環境への思いや考えを踏まえ、自らの言葉で、自らの組織の特徴を表したものであることが望ましい。
4. 環境方針において、環境活動レポートの作成および取引先や地域への公表を誓約することが求められる。
5. 環境方針には、自らの事業活動を踏まえた環境目標を可能な限り数値化し、取組の基本的方向性がわかりやすく盛り込まれていることが必要である。

問 3 3 . エコアクション 2 1 の環境経営システムガイドラインの「7. 環境コミュニケーション」に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1 つ」選べ。

1. 外部からの環境に関する苦情や要望を受け、必要な対応をおこなう。
2. 内部へのコミュニケーションを実施する手順を策定する。
3. 製品等に関する苦情や要望を処理する手順を策定する。
4. 環境活動レポートを関係先に必ず配布する。
5. 必要な場合、外部への通報手順を確立しておく。

問 3 4 . エコアクション 2 1 の環境経営システムガイドラインに関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1 つ」選べ。

1. 環境経営システムの必須項目は 18 項目である。
2. 必須項目毎にいくつかの要求事項を挙げてその解説をしている。
3. 要求事項のほかに、より積極的な取り組みを進めるための推奨事項を記載している。
4. 推奨事項は必ずしも満たしている必要はない。
5. 要求事項をどのように満たすかは、事業者が状況に応じて規定していけばよい。

問 3 5 . エコアクション 2 1 の 4 つの構成要素をどのような順序で取り組むかに関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1 つ」選べ。

1. 最初に実施体制と環境方針を決定する。
2. エコアクション 2 1 の導入を決めたら、最初に環境負荷の把握を行う。
3. 環境への取組状況の把握・評価も環境負荷の把握と同時に行うのがよい。
4. 自主的な管理の目標値を定める前に環境関連法規等の取りまとめを行う。

5. 取組状況の確認や評価の手順は、実施しながら必要に応じて文書化してもよい。

問36. 現地審査における事業者の「環境関連法規」に関する取組みのチェックに関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. 受審事業者が、環境関連法規等を適切に把握、理解することは難しいので、必要に応じて審査時に審査人が指導・助言を行うことが望ましい。
2. 受審事業者の適用が想定される環境放棄の一覧を審査人が予め作成しておくことが望ましい。
3. 環境関連法規の取りまとめについて、法律名のみの記載に留まり、順守しなければならない具体的内容までを含んでいない場合は、「C」判定を出して是正を求める。
4. 不適合となる環境関連法規の重大な違反とは、罰則がある規定の違反状態が継続し、改善されてない状態とし、届け出の漏れ、忘れ、記載ミス等は要改善事項とする。
5. 食品関連事業者については「食品関連事業者向けマニュアル」において、エコアクション21認証・登録を受けるに当たり、「食品循環資源の再生利用等の実施率について平成18年度までに20%以上を達成していること。」を基本要件としている。

問37. 審査人の資格更新に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. 3回以上の審査経験が必要である。
2. 資格更新講習（全国大会）と力量向上研修会の両方を受講し、修了しなければならない。
3. 更新対象者について、審査人認定委員会で更新の可否を審議し、面接試験の再受講、資格更新講習の受講を要件とすることがある。
4. 更新に当たっては、審査経験についてはエコアクション21中央事務局に実績がすべてであるので、審査業務実績表の提出は不要である。
5. 更新期限は3年である。

問38. エコアクション21審査人の審査制限（審査を担当できないもの）に「該当しないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. 自治体イニシャティブ・プログラムにおいて、自身が指導した以外の事業者の審査を行う場合。
2. 審査人が4年間継続して審査を行った後、2年間空けて、再び審査を行う場合。
3. 審査人が、受審事業者の内部監査を実施あるいは参画、協力した場合。
4. 受審事業者の、管理職、一般従業員等を対象とする研修会の講師を務めた場合。

5. 受審事業者の、環境経営システムに関するマニュアルやハンドブックを提供または作成した場合。

問39. エコアクション21の審査では、標準的な「エコアクション21現地審査チェックリスト」が準備されている。この内容及び使用法に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. チェックリストは、ガイドラインの要求事項と推奨事項を全て網羅してある。
2. 標準チェックリストとその判断基準はあくまで原則であり、担当する審査人は、受審事業者の実態とこれまでの取組状況を踏まえて必要な改訂を行って使用する。
3. 受審事業者複数の部門・サイトがある場合には、当該部門・サイトごとにチェックリストを作成し、これを用いて審査を行う。
4. 各項目について、A、B、Cの判定をおこない、全体の判定は、一番数の多いもので記す。
5. 記入したチェックリストは、担当事務局に提出する。

問40. エコアクション21の審査終了後、審査人から担当事務局へ提出すべきものとして「該当しないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. 「審査報告書」
2. 署名、押印した「エコアクション21認証・登録制度に基づく認証・登録契約書」
3. 審査で収集した文書、記録その他の資料一式
4. 「指摘事項（不適合）是正報告書」
5. 「環境活動レポート」

問41. エコアクション21業種別マニュアルに関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. 一般廃棄物の収集運搬、処理を主たる業務としている事業者については、産業廃棄物処理業者向けマニュアルを適用する。
2. リサイクル、再生資源等の収集運搬、処理を主たる業務としている事業者については、産業廃棄物処理業者向けマニュアルを適用する。
3. 産業廃棄物処理業者の許可を有しているが、事業実態が全くない事業者は、産業廃棄物処理業者向けマニュアルを適用しなくてもよい。
4. 元請けからの請け負いのみを行う事業者は、建設業向けマニュアルを適用しなくてもよい。
5. 食品廃棄物を排出している事業者については、食品関連事業者向けマニュアルを適用

する。

問42 . エコアクション21 認証・登録制度における地域事務局に関する説明として「正しくないもの」を、次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1 . 地域事務局は、受審事業者の希望により、審査人を紹介又は斡旋する。
- 2 . 地域事務局は、地域の審査人の能力向上を図るために、審査人力量向上研修会を開催する。
- 3 . 地域事務局は、終了した審査について判定委員会を開催し、認証・登録の可否を決定して、認証・登録証を発行する。
- 4 . 審査人より審査報告書等の送付を受け、その内容を確認し、必要な場合はその修正を要請する。
- 5 . 自治体イニシャティブ・プログラム、関係企業グリーン化プログラムの普及を図り、その事務局をも務める。

問43 . エコアクション21の審査における審査報告書の作成とそのフォローアップに関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1 . 審査報告書の総合判定欄には、「ガイドラインに適合、不適合、要改善」のいずれかを明確に記す。
- 2 . 審査報告書の個別評価表については、それぞれの項目について A、B、C いずれかの判定を行う。
- 3 . 個別評価表のB評価項目については、審査最終会議までに担当者等に対して必要な指導・助言を行い、受審事業者が具体的対応を行いやすいように努める。
- 4 . 総合コメント欄には、判定に至った理由、優れている点（評価できる点）改善すべき点（指導・助言した点）等についての総合的、全般的なコメントを記載する。
- 5 . 受審事業者は、審査人の指導・助言を踏まえて必要な是正処置を実施し、「指摘事項（不適合）是正報告書」の「是正処置実施の内容」欄に必要事項を記載し、審査人に送付する。是正処置が不十分と考えられる場合、審査人はさらに指導・助言を行い、再度、是正報告書を提出するよう指導する。

問44 . 「自治体イニシャティブ・プログラム」に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1 . 市区町村などの自治体が中核組織となって、域内の事業者に参加を呼びかけ、エコアクション21に一斉に取り組むプログラムである。

2. エコアクション21中央事務局が費用を負担するため、事業者は無料でエコアクション21のコンサルティングが受けることができ、また自治体にとっては二酸化炭素削減などの具体的政策手段として活用できるというメリットがある。
3. 自治体は、エコアクション21に取り組むことが確実な30～50程度の事業者を集める。
4. 隣接する自治体と共同で参加自治体となることができる。
5. 参加事業者は一斉にエコアクション21に取り組み、全体で一括した審査を受け、一括して認証・登録される。

問45. 複数の審査人で審査を担当する場合の説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. 複数の審査人で審査を行う場合、チームリーダーは、審査に先立って審査チームの事前打ち合わせ会等を開催し、必要な打合せ等を実施しなければならない。
2. 各審査人は、原則として審査開始会議から審査終了会議までの全ての行程に参加しなければならない。
3. 複数組織・サイトの審査において、一部の審査対象組織・サイトが遠隔地にある場合、当該地域の組織・サイトの審査を、当該地域の審査人に依頼することができる。
4. 現地審査工数が3人日未満の場合は、業種に関わらず原則として審査人は1名とする。
5. オブザーバーとして審査に参加する場合は、審査人の許可がない限り、審査中の発言はできない。

問46. 現地審査の審査対象についての説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. オフィスでも廃棄物保管場所、エネルギー関連設備の確認を行う必要がある。
2. 建設業において、原則として建設現場での審査を実施しなければならない。
3. 大学において、独立の研究支援施設（演習林、農場、動物飼育場等）は審査対象としない。
4. 産業廃棄物処理業者において、本社が登記上のもので、実態は社長の自宅の場合、現地審査を省略することができる。
5. 自治体において、自治体が主催するイベントや公共事業における取組も、審査対象となる。

**4 . エコアクション 2 1 に関する記述（穴埋め）問題（3 問・各問とも全て正解で 2 点 合計 6 点）**

問 4 7 ~ 問 4 9 について、（ ）の中に入る語句を、下の解答欄に記入して下さい。

問 4 7 . 審査終了後審査人が担当事務局に提出すべき書類は、書類審査結果、審査計画書、現地審査時の依頼事項、開始会議/終了会議チェックリスト、審査報告書、環境活動レポートの他、（ ）と（ ）である。

問 4 8 . エコアクション 2 1 環境経営システムガイドラインの「10 . 取組状況の確認及び問題の是正」において、定期的に確認評価する項目は、環境活動計画の実施状況の他、（ ）と（ ）である。

問 4 9 . エコアクション 2 1 環境経営システムガイドラインで、代表者（経営者）に要求されている事項は、（ ）と（ ）である。

**5 . 環境問題・環境対策に関する用語等を説明する問題（3 問・各 4 点 合計 12 点）**

以下の問ごとに、具体的に解答を記述して下さい。

問 5 0 . 「MSDS 制度」について 100 字以内で説明せよ。

問 5 1 . 「環境報告ガイドライン」について 100 字以内で説明せよ。

問 5 2 . 「特別管理廃棄物」について 100 字以内で説明せよ。

**6 . エコアクション 2 1 に関する用語等を説明する問題（3 問・各 4 点 合計 12 点）**

以下の問ごとに、具体的に解答を記述して下さい。

問 5 3 . 事業者の環境内部コスト（環境保全対策や管理、検査等が不十分であるために企業が被る損失）の例を 1 つあげて、エコアクション 2 1 環境経営システムの運用による改善を指導するための方針を、100 字以内で説明せよ。

問 5 4 . 審査コミュニケーションシートの役割について 100 字以内で説明せよ。

問 5 5 . 「エコアクション 2 1 審査人倫理規程」について 100 字以内で説明せよ。

**7 . 論述式問題 (2 問・各 10 点 合計 20 点)**

**以下の 2 問について、それぞれ 400 字以内で論述してください。**

問 5 6 . エコアクション 2 1 の準備に 1 年かけた事業者から審査資料の一部として、「環境活動レポート案」が送付されてきた。この情報を基に書類審査をどのように行うか、そのポイントについて説明せよ。

問 5 7 . エコアクション 2 1 審査人として、審査依頼の受諾から事務局への審査報告書の送付までの手続きについて説明せよ。

**以上**